

市報第7号

横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和3年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第23号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第72条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条の6第3項中「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 参 考

## 横浜市市税条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$$

（環境性能割の税率）

第72条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項 又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 10分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項 又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 10分の2

（第3号省略）

附 則

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の6 （第1項及び第2項省略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第72条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から 令和3年12月31日 令和3年3月31日 までの間に行われたときに限り、これらの規定中「10分の2」とあるのは、「10分の1」とする。

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通

地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)